

平成25年度病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業実施要綱

1 目的

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は三重県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

三重県内の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者とする。

4 研修内容

研修カリキュラムは、平成25年7月4日老発0704第1号厚生労働省老健局長通知「認知症対策等総合支援事業の実施について」の標準的なカリキュラム（別記2）に基づき、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。

5 研修回数及び期間

研修は年1回行なうものとし、平成26年3月31日までに修了するものとする。

6 研修講師

認知症サポート医養成研修修了者、認知症看護認定看護師、認知症専門看護師のいずれかとする。

7 研修会場

県内で実施するものとする。

8 研修受講者数

200名程度とする。

9 募集方法

三重県内で勤務する医師、看護師等の医療従事者に通知する。三重県医師会、三重県看護協会及び病院関係団体等の協力を得て行うものとする。また、三重県ホームページに募集要領を掲載する。

10 修了証書の交付

研修の全課程の修了者に三重県知事が修了証書を交付する。

なお、その一部を欠席した場合は、次年度において不足する部分の受講をもって修了と認める。

11 修了者の登録

三重県は研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成、管理し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者の情報を各地区医師会、地域包括支援センターに配布し、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

12 受講料

無料とする。